

マリーナ利用契約書内条文一部改定について

1.

2022年当時に、退艇後相当年を経過した状態でカードキーを所有し、退会は保留とされている方々が複数名いらっしゃいましたが、それまでマリーナとしては将来的な新係留艇への望み並びにマリーナに対するご愛顧のあらわれと、むしろ前向きに捉えておりました。然しながら、株主筋による2022年業務監査において、彼らがそれまで認知していなかった長らく係留艇のない複数会員の存在を知り、以下の指摘を受けました。

- ・確たる係留見込みのない希望的観測のみで、保証金のみ預託頂いていれば会員資格を無期限に容認しているような状況は、会員制マリーナとして是正すべき。
- ・マリーナ運営は会員艇の存在が不可欠な点からも、艇変更の一時的退艇か否かを明確に線引きする、退艇から契約終了までの期限設定を踏まえた条文が必要。
- ・艇変更の予定がない退艇時には、カードキーを速やかに返却頂くこと。

いずれも、健全なマリーナ運営の在り方として、至極当然な指摘・指示であります。

上記を踏まえ、利用契約書 契約の終了 第19条に4項条文として、2022年5月16日に以下、下線文を追加しております。当時の該当者様は全て係留予定なく退会されました。

甲の所有する艇を富士山羽衣マリーナから退艇した後、新たな所有艇の係留がないまま2年を経過した場合、契約は自動的に終了するものとする。

※2022年当時の該当者にのみ通知しており、御連絡が遅れましたことお詫び申し上げます  
=====

2.

第9条 連帯保証人につき、原則立てて頂くことは変わりございませんが、必要に応じ、マリーナ判断によるという非常に曖昧な状態になっておりましたので、明確に実効性を図る為に2024年3月5日に4項として以下、下線文を条文追加致します。

甲は、利用契約に際し、保証人を立てることに代えて、割増の保証金を乙に一括して差し入れることを選択できる。

原則通り連帯保証人を立てて頂く場合は、保証金は年間施設利用料の3割（通常）としますが、保証人を立てない場合は割増保証金（年間施設利用料の7割＜契約金同額＞）を差し入れて頂くという二者択一の運用にし、曖昧な運用を無くします。いずれの場合も、保証金ですので、退会時に調整金が無い限り、そのまま返金されるものです。

なお、現会員様に遡及してお願いすることはございません。2024年3月5日以降の利用契約申込者様に適用するものと致します。

以上2件につき、ご理解・ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

富士山羽衣マリーナ株式会社 取締役支配人 鈴木 伸幸